

住宅用家屋証明に係る添付書類一覧

(イ) 41条(a)、(c)、(e) 自己が建築主として新築した場合	(イ) 41条(b)、(d)、(f) 新築物件を購入した場合	(ロ) 42条1(a)、(b) 中古物件を購入した場合	42条2-2(法75条) 抵当権設定
一般住宅及び長期優良住宅・認定低炭素住宅 (共通)	一般住宅及び長期優良住宅・認定低炭素住宅 (共通)	売買、競落(共通)	新築又は新築後使用されたことがないもの
<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書・・・A(注1) ■ ◇表題登記 インターネット登記情報提供サービスによる 照会番号等が記載された書類を含む(注1) 登記申請書写し } 登記完了証 } B ■ ◇表題登記 電子申請の場合は登記完了証のみでよい。申請受付番号があれば電子公印はなくてもよい。 <p>AかBのどちらか</p>	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書・・・A(注1) ■ ◇表題登記 インターネット登記情報提供サービスによる 照会番号等が記載された書類を含む(注1) 登記申請書写し } 登記完了証 } B ■ ◇表題登記 電子申請の場合は登記完了証のみでよい。申請受付番号があれば電子公印はなくてもよい。 <p>AかBのどちらか</p>	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書(前所有者の記載)(注1) ● 住民票の写し ● 	<ul style="list-style-type: none"> 新築は(イ) 41条(a)(c)(e)と同じ 新築後使用されたことのないものは(イ) 41条(b)(d)(f)と同じ
<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し ■ 	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し ■ 家屋未使用証明書(原本) ● 売買契約書(領収書又は完済している旨の記載が必要) } いずれか 譲渡証明書(売渡証明) } 1つ ● 登記原因証明情報 	<p>売買に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 売買契約書(領収書又は完済している旨の記載が必要) } いずれか 譲渡証明書(売渡証明) } 1つ ● 登記原因証明情報 	<p>中古</p> <p>中古は(ロ) 42条1(a)(b)と同じ</p> <p>債務確認書類(新築、中古共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金銭消費貸借契約書 } いずれか 登記原因証明情報 } 1つ ● 債務の保証契約書 <p>※ 債務の保証契約書は当該貸付等に係るものに限る。</p> <p>※ 登記原因証明情報は、抵当権の被担保債権が当該住宅の取得のためのものであることについて明らかな記載のあるものに限る。</p>
<p>長期優良住宅 41条(c) に該当する場合</p> <p>低炭素住宅 41条(e) に該当する場合</p>	<p>長期優良住宅 41条(d) に該当する場合</p> <p>低炭素住宅 41条(f) に該当する場合</p>	<p>競落に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 代金納付期限通知書(写し) ● ※取得年月日は代金納付期限の通知の日(上記代金は納めていなくてもよい) 	<p>中古</p> <p>中古は(ロ) 42条1(a)(b)と同じ</p> <p>債務確認書類(新築、中古共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金銭消費貸借契約書 } いずれか 登記原因証明情報 } 1つ ● 債務の保証契約書 <p>※ 債務の保証契約書は当該貸付等に係るものに限る。</p> <p>※ 登記原因証明情報は、抵当権の被担保債権が当該住宅の取得のためのものであることについて明らかな記載のあるものに限る。</p>
<ul style="list-style-type: none"> + (c)申請書副本(1、2、4面)及び認定通知書 ● + (e)申請書副本(1、3、6面)及び認定通知書 ● 	<ul style="list-style-type: none"> + (d)申請書副本(1、2、4面)及び認定通知書 ● + (f)申請書副本(1、3、6面)及び認定通知書 ● 	<p>未入居の場合の必須書類(注2) ●</p> <ul style="list-style-type: none"> + 申立書 + 登記申請人(本人)の現在の住民票の写し + 現在家屋の処分方法確認書類 	<p>未入居の場合の必須書類 注2) ●</p> <ul style="list-style-type: none"> + 申立書 + 登記申請人(本人)の現在の住民票の写し + 現在家屋の処分方法確認書類
<p><未入居の場合の必須書類(注2)> ●</p> <ul style="list-style-type: none"> + 申立書 + 登記申請人(本人)の現在の住民票の写し + 現在家屋の処分方法確認書類 	<p><未入居の場合の必須書類(注2)> ●</p> <ul style="list-style-type: none"> + 申立書 + 登記申請人(本人)の現在の住民票の写し + 現在家屋の処分方法確認書類 	<p>昭和57年1月1日より前に建築された建物の場合に証明を受けようとするときの必須書類</p> <p>※下記の書類のいずれか1つ</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震基準適合証明書(注3) ◇ 1級・2級建築士及び指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が証する書類 ◇ 当該家屋の取得の前2年以内に当該証明のための家屋調査または評価が終了したものの 住宅性能評価書の写し(耐震等級が1、2、3) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類(保険付保証証明書) 	<p><未入居の場合の必須書類 注2) ●</p> <ul style="list-style-type: none"> + 申立書 + 登記申請人(本人)の現在の住民票の写し + 現在家屋の処分方法確認書類
<p>任意書類(必須ではない)</p> <ul style="list-style-type: none"> 確認済証 ■ 検査済証 ■ 	<p>任意書類(必須ではない)</p> <ul style="list-style-type: none"> 確認済証 ■ 検査済証 ■ 	<p>昭57年1月1日より前に建築された建物の場合に証明を受けようとするときの必須書類</p> <p>※下記の書類のいずれか1つ</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震基準適合証明書(注3) ◇ 1級・2級建築士及び指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が証する書類 ◇ 当該家屋の取得の前2年以内に当該証明のための家屋調査または評価が終了したものの 住宅性能評価書の写し(耐震等級が1、2、3) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類(保険付保証証明書) 	<p><未入居の場合の必須書類 注2) ●</p> <ul style="list-style-type: none"> + 申立書 + 登記申請人(本人)の現在の住民票の写し + 現在家屋の処分方法確認書類
<p>■・・・審査(確認)後に返却</p> <p>●・・・申請書に添付(返却しない)</p>	<p>42条1(a) 特定の増改築等がされた中古住宅で、宅地建物取引業者から取得したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 増改築等工事証明書(注3) ● ◇ 給水管等の工事で50万円を超える場合には、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類が別途必要。 (リフォーム)工事費用の総額が分かる書類 ● 売買価格(建物価格)が分かる書類(注4) ● 	<p>(注1) 登記事項証明書は取得後3ヶ月以内、インターネット登記情報照会サービスは照会番号が記載されている100日以内のものを有効とする。</p> <p>(注2) 未入居の場合は適切な入居予定日かどうかの判断を行う。 添付書類 ・登記申請人(本人)の申立書 ・登記申請人(本人)の現在の住民票の写し ・現在家屋の処分方法確認書類(賃貸借契約書等の写し等) ※単身赴任等の場合は、配偶者等の入居済の現在の住民票の写しのみ審査(確認)後に返却</p> <p>(注3) 建築士が証明した証明書を添付する場合は、証明を行った建築士の免許書の写しも添付する。</p> <p>(注4) (リフォーム)工事費用の総額が300万円を超える場合は任意書類(必須ではない)。</p>	
	<p>昭和57年1月1日より前に建築された建物の場合に証明を受けようとするときの必須書類</p> <p>※下記の書類のいずれか1つ</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震基準適合証明書(注3) ◇ 1級・2級建築士及び指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が証する書類 ◇ 当該家屋の取得の前2年以内に当該証明のための家屋調査または評価が終了したものの 住宅性能評価書の写し(耐震等級が1、2、3) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類(保険付保証証明書) 	<p>(注1) 登記事項証明書は取得後3ヶ月以内、インターネット登記情報照会サービスは照会番号が記載されている100日以内のものを有効とする。</p> <p>(注2) 未入居の場合は適切な入居予定日かどうかの判断を行う。 添付書類 ・登記申請人(本人)の申立書 ・登記申請人(本人)の現在の住民票の写し ・現在家屋の処分方法確認書類(賃貸借契約書等の写し等) ※単身赴任等の場合は、配偶者等の入居済の現在の住民票の写しのみ審査(確認)後に返却</p> <p>(注3) 建築士が証明した証明書を添付する場合は、証明を行った建築士の免許書の写しも添付する。</p> <p>(注4) (リフォーム)工事費用の総額が300万円を超える場合は任意書類(必須ではない)。</p>	

長期優良住宅、低炭素住宅について…建築行政課